

－入札金額の算定条件－

事業者は、要求水準書に示す条件及び事業契約書（案）別紙 12 及び別紙 13 に示す対価の支払方法、改定方法及び減額方法を踏まえて入札に係る提案書を作成するものとする。ただし、入札金額の算定に際しては、以下の条件を踏まえるものとする。

- ・ 入札金額算定に用いる基準金利は、平成 17 年 1 月 14 日（金）を基準日とする金利（午前 10 時現在の東京スワップレート（TSR）としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 ヶ月 LIBOR ベースの（円／円）金利スワップレート）を根拠値とした上で、事業者提案とし、事業契約書（案）別紙 12 に示す各工区ごとに異なる基準金利を設定することも可能とする。ただし、設定根拠は明確に示すこととし、詳細は様式集を参照のこと。また、原則として同工区の施設に対しては同じ基準金利を設定することとするが、BOT方式で整備する校舎（解剖実習棟）に関しては、独立した基準金利を設定することも可能とする。
- ・ 上記提案に基づく基準金利に事業者提案のスプレッド（％）を加えた値を割賦金利とする。スプレッドに関しても、各工区ごとに異なる値を設定することも可能とする。
- ・ 本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業であるが、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して入札提案を行うこと。
- ・ BTO方式で整備するコリドー I に関しては、登録免許税及び不動産取得税は非課税として計算すること。
- ・ BOT方式で整備する校舎（解剖実習棟）に関しては、入札説明書 32（1）に示す税制特例措置に準じて、公租公課を計算すること。